測量・建設コンサルタント等の

入札参加資格登録をされている皆様へ

令和３年４月16日

（令和４年４月改定）

大阪府都市整備部

**路面下空洞調査委託における入札契約方法について**

平成30年4月1日より一部の業務において、技術力を重視した入札契約方法を試行実施しておりましたが、令和３年４月１日以降に公告する大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）発注の路面下空洞調査委託につきましては、下記のとおり、技術実績（一定基準以上の空洞発見率）を全ての業務に適用することとしましたのでお知らせいたします。

**■入札契約方法の概要**

入札参加資格の業務実績に加えて**技術実績（一定基準以上の空洞発見率）※**を求める。

※一定基準以上の空洞発見率とは

**「空洞発見率（二次調査における空洞発見数÷二次調査（スコープ調査）数）が、７０％以上の業務実績を２件以上有するもの。」**

**■技術実績の確認方法**

事後審査時において、別紙「技術実績証明書」により確認を行う。

問い合わせ先

都市整備部 道路室 道路環境課 環境整備グループ

TEL 06-6941-0351（内線2923）

（契約制度に関するもの）

都市整備部 事業調整室 技術管理課 契約管理グループ

TEL 06-6944-6038（内線2958）

○○第　○○○号

令和　　年　　月　　日

**技術実績証明書**

○○○○○○株式会社　　様

発注者　　　　　○○県○○土木事務所長

**下記の業務委託において、以下の業務実績を有することを証明します。**

|  |  |
| --- | --- |
| **業務名** |  |
| **発注機関** |  |
| **履行期間** | **令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日** |
| **受注者名** |  |
| **業務概要** |  |
| **空洞発見率** | **％** |
| 注意事項  ※　空洞発見率とは、二次調査における空洞発見数÷二次調査（スコープ調査）数をいう。 | |